

□震災10年

弁護士 北村春江

はじめに

平成16年10月23日夜、新潟中越地震が起きた。一報を聞いた時、倒壊家屋数・犠牲者数などからそれほど大きい被害が出ているとは思わなかった。しかし、そのあと刻々と伝えられる情報そして、度重なる本震同様の大きな余震に驚いている。

直下型地震で、川口町では震度七が計量されていたこともわかった。

東海・東南海・南海にはここ30年のうちに高い確率で地震が起こると損害のシュミレーションまででき警戒されていた矢先思ってもかけぬ地域での地震である。

日本は地震国である。陸地には至る所活断層が走り直下型、海ではプレートが重なりあって歪みが生じ、それを解消するためだと言われている海溝型、10年度に一度ぐらいの割合で多くの死者を出す地震が所構わず起きている。

映像や新聞を通じて映し出される学校・テントでの避難生活その他被災者の日々に10年前の阪神淡路大震災がダブリ、どのような思いで過されているかと他人事でない。

これからまだ続く余震のなかから復旧・

復興が始まるのである。

1 芦屋市の場合

平成7年1月17日早暁、僅か20数秒のマグネチュード7.2、震度7の激震が芦屋市に全壊3,924棟、半壊3,575棟、全半壊率50.5%、死者444人、負傷者3千人を越える阪神間で被災率が一番高い大打撃を与えた。

地割・山崩・液状化と土地は牙をむき、家々は軒並みに、マンションまでも倒壊、ライフライン全滅、寸断された鉄軌道・道路寸断のため渋滞に渋滞を重ねる車、溢れた負傷者でごった返す野戦病院のような病院・仮設診療所。市北庁舎損壊、事務棚の倒壊、事務機器の散乱、足の踏み場もない。

当日、市庁舎の2千人を含め、地域防災計画の四倍近い1万3千人の人々が避難所に溢れ、余震の度にその数は増し2万人を超えた日のこと、テント村に避難している人々、給水や炊き出しに並ぶ人々、休む間なく鳴り響く救急車・消防車のサイレン。

失意の人々の眼差し、いたずらにハイに

なった人、生きた心地もしない。一週間は驚天動地の世界であった。

市も、怒涛のように救援対応が求められたが、当日対応できた職員は42.5%、555人（自らが被災者であり、また交通網の寸断で出勤ができなかったため）。大混乱のなか徹夜が続く。当時、職員の記憶もはっきりせず、誰かが何かを言うとそれに繋がる記憶が鮮明となり、それが次に繋がるという有様であった。

「無防備」「突然」「思いもかけない」と口をついて出る大震災の恐怖から我を取り戻した人々は、やがて復旧、そして復興へと立ち上がった。

2 応急仮設住宅建設

復旧は仮設住宅の建設から始まった。大震災のため膨大な量の応急仮設住宅（以下仮設住宅）は県が一括建設し市は用地の確保と管理をすることとなり、震災後5日目の1月22日から建設が始まり、初めての入居開始は2月7日、北風の冷たい朝。市内の県公社用地に建設された40戸に入居者が集まったの「鍵渡し」。プライバシーの全くない避難所生活から、やっとそれが守れる生活が始まる喜びに拍手が起こる。

当時「仮設当りましたか」が挨拶言葉となっていた。この建設を皮切りに4月上旬までに3千戸近く建設され、次々と仮設住宅入居を終え6月18日には避難所を閉鎖。

ところが、芦屋市ではこの急がなければならぬ仮設住宅の用地確保には苦労した。市街地10平方キロ足らず公園・未利用地は勿論民有地などの提供を受けたが、なお足

らず最後、小中高のグラウンドに建設せざるを得なくなった。浜る市教育委員会、学校、PTAに懇請し、1年間の約束で建設したが結局グラウンドから仮設住宅を撤去できたのは平成10年8月末であった。3年間グラウンドを使えなかったことは生徒達の体育に支障をきたす苦い経験となった。一方、要介護者のためにはケア付仮設住宅が建設され、「被災者に住宅を提供する宮城県民の会」からも14戸のご寄付を受け高齢者・障害者のグループホームの居住環境が整えられた。

仮設住宅と並行して市営住宅を平成8・9年度にわたり市街地や新しい埋立地「潮芦屋」に合計653戸建設し、同時同場所に建設された県営住宅414戸と合わせて災害公営住宅等を確保すると共に市民の間でも住宅再建が進み生活は安定をはじめた。

3 市街地整備について

(1) 建物被害が全半壊率76%から92%という甚大な被害を受けた地域は狭小道路が多く、公園等の生活基盤も未整備な地域で犠牲者も多い。

今回の大震災を教訓として災害に強いまちの復興を目指す市としては、その地区・地域に適した事業手法で整備を図ることとした。

それは震災復興土地区画整理事業3ヶ所、同住環境整備事業1ヶ所、大事業である。

住環境整備事業は比較的スムーズに移り平成12年春完成したが、土地区画整理は難渋に難渋を重ねた。この事業は震災後2月9日建築基準法第84条に基

づく建築制限区域の指定にはじまり、2月20日から都市計画決定に係る地元説明会、都市計画案の縦覧。3月15日市での都市計画の決定とフルスピードで手続を進めた。

家屋全壊(半壊)、身内に犠牲者の出た人も多い地区。被災者が悲嘆に暮れ混乱している最中、突如降って湧いた区画整理事業、説明を聞いても十分納得できない。手続はどんどん進む。地域住民は猛反対。区画整理で減歩、土地が取られる意識ばかりが先行し「良い環境のまちになる」「建築制限期間が切れればペンシルビルが建っても止めようがない」などと説明しても反対の怒りの焰は燃え上がるばかりである。

担当職員、応援して頂いた各自治体の方々の努力と誠意で、蟻が地を這うようななか、やっと平成16年度末の完成に辿りついた。

新しく完成した地域は真に災害が起きてもびくともしない快適な街に生まれ変わった。

私の退任直前、地元の自治会長から「市長に頑張ってもらったため良い街になりました」と礼を言って下さった。私は「ハード面で災害に強い街として整備できたが、その街をどのような街にするかのソフト面は、街の方々の今後のご努力にかかってきますので、宜しくお願いします」とお答えし心より良い街になることを祈っている。

(2)大災害の救急・救援活動には、道路殊に幹線道路は重要且つ切実である。ところが、阪神淡路大震災では阪神高速神戸線

が倒壊、その下の国道43号線は通行不能または困難、阪神高速湾岸線も被害により不通、通行できるのは国道2号線のみ。そこに人と車が殺到し大渋滞。

阪神間では50年余り前から山手幹線が計画されていたが、芦屋市では反対のため2,340メートル中10分の1弱が整備されたばかり。震災によりこの山手幹線の早期整備の重要性が高まり平成8年3月事業認可を得て着工することとした。

しかし、沿線住民から環境悪化を理由に署名やデモ行進など強い反対運動が展開された。一方、被災を受けた権利者からの早期買取の要請もあり、説明会・話し合いを続けるなど営々と努力、大分進展している。

4 戻らない悲しみ

震災から10年、災害に強い安全で安心な街づくりを市民の皆様とご一緒に努力し漸く実りかけ、今では、どこに大震災があったのかと思われるほどに復興してきた。しかし、復興しても戻らない大きな悲しみがある。444人に上る犠牲者のことである。

倒壊率が高かっただけに犠牲者も多い。それぞれのご家族がこの10年どのような悲しみを背負ってこられただろう。遺族の3分の1の方は今も深い精神的悲しみを背負っておられるという。もう少し早く救出できたらという思いは私の胸からも離れない。

平成14年1月17日、芦屋川のほとり芦屋公園にご寄贈頂いた震災モニュメントに、犠牲者全員の名を刻んだ銘板を安置し、冥

福をお祈りした。

更に、震災は被災者に心の傷を負わせ、八年を経過した段階で、「心のケア」を必要とする児童・生徒が 2,500 人を超え、心のケアの取り組みが進められている。大人でさえ、いまだに小さな地震にでも怯えるほどの心の負担を背負っている。

5 全国からの温かい支援

小さな自治体である芦屋市は、壊滅的な被害に対応する体制が極めて弱く苦慮していたところ、いち早く自衛隊、警察、消防をはじめ全国各自治体、そして団体、個人のボランティアの応援を得、また、全国からの皆様方の激励やお見舞いに芦屋市民は「人のぬくもり、温かさ」を再認識させて頂き、復興に立ち上がることができたのである。

その一つ一つを述べお礼を申し上げることはできないが、消防関係機関誌であるため、その関係の小さな思い出の一つ。

初めて県で被災 10 市 10 町の連絡会議が持たれた夜のこと。応援の東京消防庁のパトカーで県庁まで送ってもらうことになり、時間の余裕をもって出発し、暗闇の中サイレンを鳴らし国道 2 号線を西進した。初め「パトカーが通ります。よけて下さい。」と何回も関東弁の歯切れ良さで注意を呼びかけておられたが、渋滞のため進めない。やがて「こら 1 退かんか」に変わった。それでも進めない。注意された方も退く隙間もない。業を煮やしたパトカーは東進の道路を逆進。漸く間に合うことができた。

平成 7 年 1 月 31 日には天皇・皇后両陛下が避難所精道小学校講堂に被災者をお見舞

激励され、2 月 26 日芦屋市合同慰霊祭には皇太子同妃両殿下が参列、献花され犠牲者の冥福をお祈り頂いた。これらのことも市民を慰め復興への力となったことと感謝している。

6 重い経済的負担

(1) 大震災は被災の個々人に大きな経済負担をもたらした。義援金・災害援護金合計金家屋全壊 20 万円、半壊 15 万円が支給され、平成 11 年「被災者生活再建支援法」による被災者支援制度ができたがこれは対象者が限定され、金額も 100 万円である。(平成 16 年 3 月改正により、支援額は全壊被災者の場合、最高 300 万円となった。)

二重ローン負担に悲鳴を上げる人、不適格マンションの再建に苦闘する人、10 年を経たが様々な経済的負担の悩みは続いている。

(2) 市でも、平成 15 年度末までに復旧復興費 2 千億円を要し、その 3 分の 1 は国・県の支援によることができたが 3 分の 2 の多くは起債となり、その償還は市財政に極めて重く、それまで普通交付税不交付を誇ってきた市も赤字債権団体転落の危機にさらされている。

7 自主防災意識・組織の確立

中央防災会議では、先述のとおり東南海地震・南海地震が同時発生した場合の損害、死者の予想を既に発表し近くには関東に発生した場合の被害の予想を発表したが地震

国家日本では何時何処で地震が起きるか知れない。

住民の生命・安全を守ることは自治体の大きな役割である。しかし自治体も被災することには限界がある。勿論市町村では県や近隣の応援を得るも大災害全てに対応できない。

このような中、私たちは如何に災害から生命を守り、損害を最小限にとどめるか常に考え、対応しなければならない。

(1) 自主防災意識

そのために私たちは「自分の生命と財産は自分で守る」自主防災意識をもち、自助努力をしなければならない。

①まず、家屋の耐震補強すること。建物倒壊がなければ命を落とすことも怪我することもない。

②家具は固定すること。箆箆等大きな家具も飛び、倒れる。この下敷きになって怪我だけでなく命を失うこともある。

③三日分の食物と飲水は確保しておくこと。

(2) 自主防災組織づくりである。

阪神淡路大震災で生き埋め救出に大きな力を発したのは近隣の力である。自

治体には先述した通り、救助第一に尽力するが、人員の限界等があり一刻を争う救助には効果を上げることはできなかった。近隣で自主防災組織を確立し、助け合う共助が大切である。

(3) 自治体の防災体制

災害に対して自治体の責任は重大広範囲である。

更に、平常時の予想を超える事態が発生する。

災害は同種のものが多いが、地域・季節・時間帯それぞれ異なった被害が起こる。阪神淡路大震災は冬季だったからまだ救われたが夏季だったらと思うと身の毛もよだつ。大震災以来大きな教訓を得て研究・研修が行なわれているが、天災には万全の備えはない。常に危機意識を持ち、臨機応変の体制が取れるよう備え、被害を最小限に食い止めるよう最大の方法を模索し続けなければならないのではないだろうか。

最後に、激励・支援して頂いた皆様方に復興の一端を述べ心から感謝申し上げます。有難うございました。